○北川村奨学金返還支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条　この要綱は、奨学金の貸与を受けて大学等に就学し、本村に居住している者に対し、返還された奨学金を予算の範囲内で補助することにより、若年者の本村への定住促進及び地域活性化を図ることを目的に、北川村奨学金返還支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(対象となる奨学金)

第2条　補助金の交付の対象となる奨学金（以下「奨学金」という。）は次のとおりとする。

(1)　独立行政法人日本学生支援機構学資貸与金

(2)　公益財団法人土佐育英協会の貸与型奨学金

(3)　地方自治体の奨学金

(4)　その他村長が認めるもの

(補助金交付対象者)

第3条　補助金の交付の対象となる者（以下「対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1)　大学等に進学し、在学中に前条の奨学金の貸与を受け、当該奨学金の返済を遅滞なく行っている者

(2)　大学等を卒業した者で、第6条の規定による申請をする年度の4月1日時点の年齢が35歳未満の者

(3)　補助金の申請時点で北川村に住民登録があり、かつ現に北川村に居住している者で、申請年度から引き続き10年以上居住の意思がある者

(4)　現に就労している者又は就労の内定を受けている者

(5)　北川村税等の滞納がない者

(6)　奨学金の返還について、他の補助金を受けていない者

(7)　北川村暴力団排除条例(平成23年条例第5号)第2条第1項第2号に掲げる者に該当しない者

(補助金の額)

第4条　補助金の額は、申請年度の前年度中に返還した奨学金の額（繰り上げ返還した額を除く。）の合計額とする。ただし、1年度当たり40万円を上限とする。

(補助対象期間)

第5条　補助対象期間は、補助金交付の対象となった最初の月から起算して15年を限度とする。この場合において、第2条の奨学金の上限額の貸与を受けた場合における償還期間を超えることはできない。

(交付申請及び実績報告)

第6条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、北川村奨学金返還支援補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、村長に提出しなければならない。

(1)　大学等を卒業したことを確認できる書類

(2)　奨学金の借入れの事実を確認できる書類

(3)　奨学金の借入残額を確認できる書類

(4)　申請日の前年に償還した奨学金の額を確認できる書類

(5)　勤務先及び就職年月日（見込み）の事実を確認できる書類（辞令、雇用契約書等）

(6)　居住確認書（様式第2号）

(7)　村税等に滞納がないことを確認できる書類

(8)　前号に掲げるもののほか、村長が必要と認める書類

2　申請者が2年目以降継続して補助金の交付を申請する場合は、添付する書類を前項第3及び第4号のみに省略することができる。ただし、前項各号の内容等に変更が生じた場合は、変更する書類を添付しなければならない。

（補助金の額等）

第7条　補助金の額は、交付を受けようとする年度の前年度1年間に返還（強制執行、担保権の実行等による返還を除く。）を行った奨学金の額（利息及び繰上償還に係る額を除く。）の合計額と40万円のいずれか低い方の額とし、予算の範囲内で交付する。

2　補助の期間は、補助金交付の対象となった最初の年から起算して15年以内又は、奨学金の返済が終了した日の属する年の翌年のいずれか早い年とする。

（補助金の交付決定）

第8条　村長は、第6条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し、北川村奨学金返還支援補助金交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するとともに、補助金を交付する。

（補助金交付決定の取り消し等）

第9条　村長は、交付決定対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全額若しくは一部の返還を命ずるものとする。ただし、村長がやむを得ない理由があると認めた場合は、この限りでない。

(1)　第3条各号に定める要件を満たしていないことが判明した場合

(2)　虚偽、その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき

(3)　前各号に掲げるもののほか、村長が不適当認める場合

2　村長は、前項の規定による交付決定の取り消し、及び補助金の返還請求を行った場合は、北川村奨学金返還支給補助金交付決定取消通知書兼返還請求書（様式第４号）により通知するものとする。

（補則）

第10条　この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附　則

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。